

# 流山市自治基本条例と解説

みんなで作ったまちのルール

みんなで作るふるさと流山



平成 2 1 年 4 月

(平成 2 8 年 8 月一部改正)

千葉県 流山市



# 目次

なぜ「自治基本条例」が必要になったのでしょうか	P 4	第6章 行政運営の原則	P 2 9
条例によって何が変わるのでしょうか	P 5	第22条 総合計画	P 2 9
自治基本条例の構造図	P 6	第23条 財政運営	P 3 0
前文	P 7	第24条 行政評価	P 3 2
第1章 総則	P 8	第25条 法令の活用による政策実現	P 3 3
第1条 目的	P 8	第26条 行政組織及び職員の能力開発等	P 3 4
第2条 条例の位置付け	P 9	第27条 危機管理体制の確立	P 3 5
第3条 定義	P 1 1	第28条 審議会等	P 3 6
第2章 基本理念等	P 1 3	第7章 議会の役割	P 3 7
第4条 基本理念	P 1 3	第29条 議会の役割	P 3 7
第5条 目指すまちの姿	P 1 5	第30条 市民等にかかれた議会	P 3 8
第6条 地域コミュニティ	P 1 6	第31条 議会の政策立案機能の充実	P 3 9
第3章 情報共有と個人情報の保護	P 1 7	第8章 公正と信頼の確保	P 4 0
第7条 知る権利	P 1 7	第32条 行政手続	P 4 0
第8条 情報共有	P 1 7	第33条 苦情等への対応	P 4 1
第9条 説明責任	P 1 7	第34条 倫理	P 4 2
第10条 個人情報の保護	P 1 8	第35条 内部通報	P 4 3
第4章 参加と協働	P 1 9	第9章 責務	P 4 4
第11条 参加の権利	P 1 9	第36条 市民等の責務	P 4 4
第12条 子どもの意見表明の機会の保障	P 2 0	第37条 市長の責務	P 4 5
第13条 参加の機会の保障	P 2 1	第38条 議員の責務	P 4 6
第14条 提案制度	P 2 2	第39条 職員の責務	P 4 7
第15条 協働によるまちづくり	P 2 3	第10章 条例の実効性の確保	P 4 8
第16条 市民参加条例	P 2 4	第40条 条例の実効性の確保	P 4 8
第17条 市民投票	P 2 5	第41条 条例の見直し	P 4 9
第5章 国、千葉県及び他の自治体等との協力等	P 2 6		
第18条 国及び千葉県との協力等	P 2 6		
第19条 近隣等の自治体との協力	P 2 7		
第20条 市外の人々との連携	P 2 7		
第21条 国際交流	P 2 8		

## なぜ「自治基本条例」が必要になったのでしょうか？

平成12年の地方分権改革によって、国と地方自治体との関係は、中央集権の特徴だった上下・主従の関係から、地方分権の特徴である対等・協力の関係へと変わり、地方自治体の権限は拡大しました。

一方、地方自治体の自己決定・自己責任の重さも拡大し、その運営は画一的で均一的な自治体運営から、地域の実情に合った独自性のある自治体運営が求められるようになりました。

これまでも流山市の自治は長い歴史の中、先人たちが永々と築いてきましたが、地方分権以降、「自分たちの地域の課題は、自分たちで考え、自分たちで解決に向けて行動する」という、本来あるべき自治の姿に向け、更に推進・発展させていくことが不可欠となりました。

そのため、流山市の市民自治によるまちづくりのための原則や制度などの基本ルールを「流山市自治基本条例」として定め、まちづくりにかかわる市民等の権利や責務、市及び議会の役割や責務等を明らかにし、その趣旨をみんなが認識し、それらを着実に実行することで、更なる市民福祉の向上を目指し、制定しました。

## 条例によって何が変わるのでしょうか？

市民自治によるまちづくりの推進は、ただ、まちづくりを見守っていて育つものではありません。

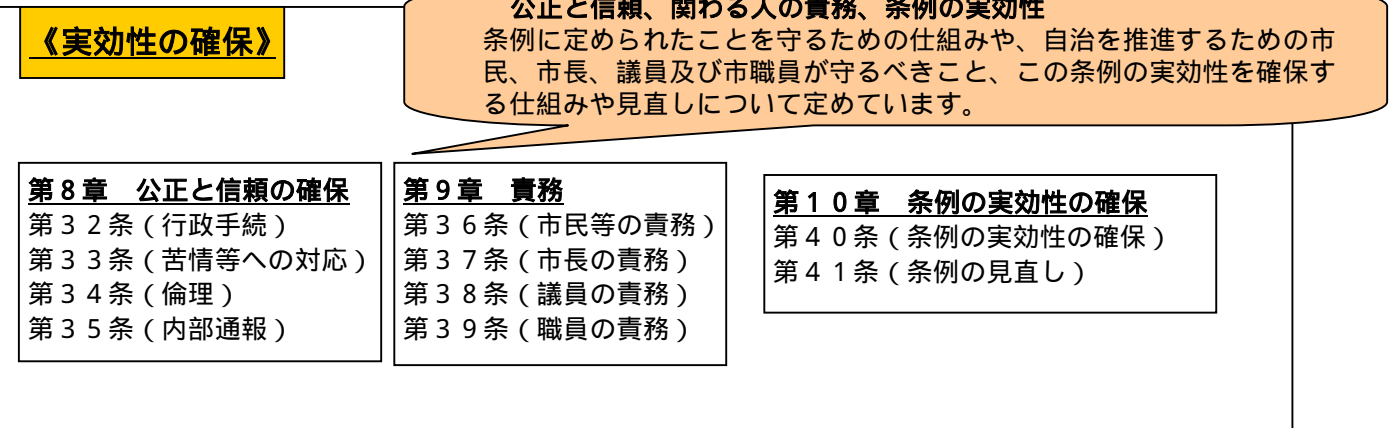
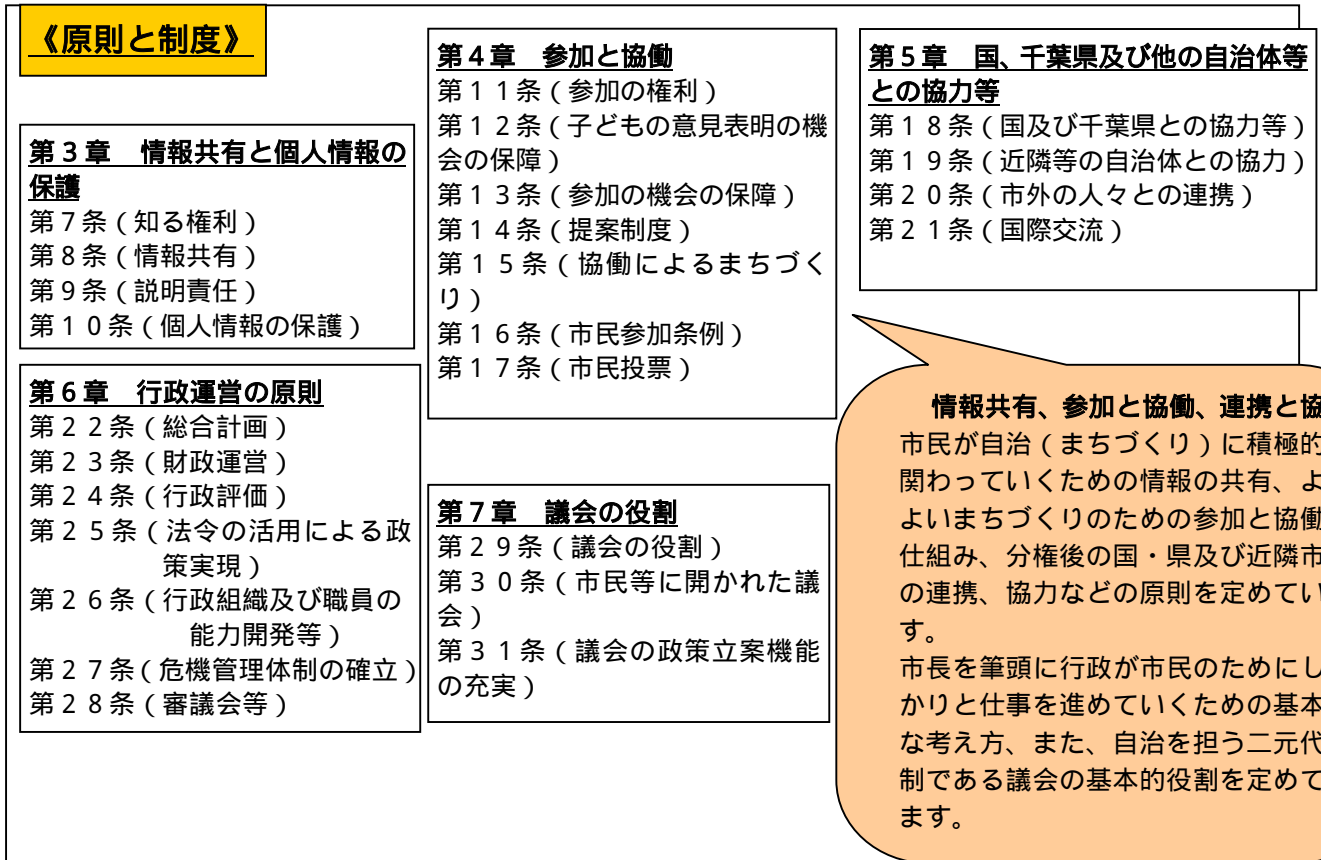
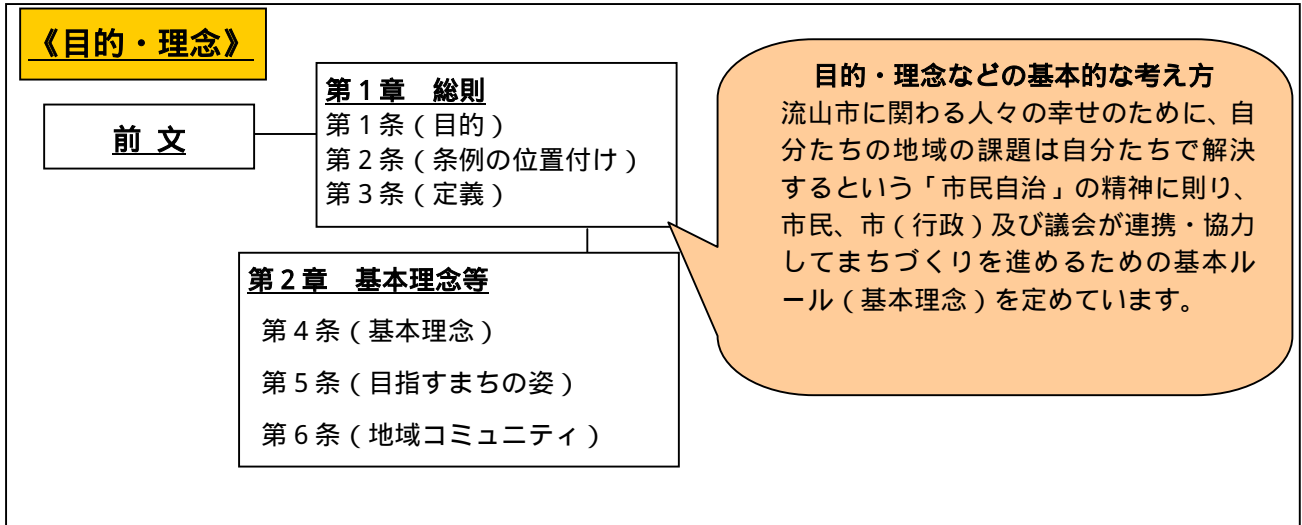
まちづくりの担い手である市民等、市及び議会が、「条例」の趣旨を理解し連携・協力し、それぞれが自らの立場で「まちづくり」のために行動することで、徐々に変わり育っていくものです。

具体的に、行政や議会は、市民等が市政への参加や協働によるまちづくりが、さらにしやすくなる仕組みや制度の整備、情報の提供をしていきます。そして、地域特性に合った独自施策をさらに展開・促進していきます。

市民自治によるまちづくりを推進するにあたり、職員研修を通じ、職員が条例を理解して、市民目線に立った市民サービスの提供がさらに行われ、新たな行政スタイルが図れることを期待します。

市民等は、自治の主体として自分たちの地域のことへの関心が、さらに高まり、市政への参加や自治会などの地域のコミュニティ活動に主体的にかかわることで、市民の力がまちづくりに生かされ、人々の郷土愛がさらに高まっていくことで、市民自治がさらに育まれることを目指します。

# 「流山市自治基本条例」の構造図



# 流山市自治基本条例

## 前文

わたしたちのまち流山市は、江戸川、利根運河などの豊かな水辺、下総台地に広がる豊かな森に包まれたまちです。

わたしたちは、先人たちが永々と築いてきた水と緑と文化を大切にするとともに、市民同士のつながりを大事にする地域社会を築き、皆が「ここに住んでよかった」と思えるまちを目指しています。

地方分権をさらに推進するため、地方自治の本旨に基づき市民自治を進める地方公共団体である地方政府としての流山市は、市民の意思を十分に把握し、自らの責任で政策を策定し実行しなければなりません。そして、市民は、自分たちの課題は自分たちで解決するという市民自治の精神にのっとり、行政、議会とともに、まちづくりを進めることが求められています。

この大きな目標を実現するためには、市民は互いに助け合い、共に責任を担い合って、積極的にまちづくりに参加し、そして、市及び議会は、市民の信託にこたえ、市民と連携し、協力して、市民自治によるまちづくりを進めなければなりません。

そのためには、市民自治の基本的な理念を確立し、市民が主体的に参加する方法、情報の公開と共有、市民と市及び議会の役割と責務など自治体を運営していくための基本的な原則、仕組みが必要です。

流山市は、日本国憲法に掲げる地方自治の本旨に基づき、市民福祉の向上を目指し、市民自治のための普遍の原則を定め、ここに流山市自治基本条例を制定します。

## 【解説】

前文は、条例制定の趣旨や目的、基本的な考え方を強調する場合、冒頭に置きます。

本条例の前文では、地方分権の流れに伴い地方公共団体の自主自立が求められるようになったこと、そして市民・議会・行政が連携し、協力して市民自治によるまちづくりを推進することがさらに必要になったことを、制定する趣旨及び目的として謳っています。

自治基本条例は、市民自治の基本理念を明らかにするとともに、市民自治によるまちづくりを推進するための市政への参加と協働に関する原則や制度、行政運営の原則や制度、議会のあり方や市民自治によるまちづくりを進める主体である市民・議会・行政の役割と責務などを規定し、流山市の市民自治の普遍の原則として定めています。

## 第1章 総則

### 【解説】

第1章では、市民福祉の向上、すなわち流山市に関わる人々をさら幸せにするために制定した、この条例の趣旨の理解を図るため、第1条から第3条で、この条例の目的、条例の位置付け、条例で使う重要な用語の定義を定めています。

### (目的)

第1条 この条例は、流山市の自治の基本理念を明らかにするとともに、市民自治によるまちづくりの推進に関する原則及び制度、市民等の権利及び責務、市及び議会の役割及び責務等を定め、それらの着実な実行を通して、市民自治を推進し、もって市民福祉の向上を図ることを目的とします。

### 【解説】

第1条は、条例制定の究極の目的である「市民福祉の向上」を謳った条文です。その手段として私たちの暮らしているまちについて、「自分たちの課題は自分たちで考え、解決に向けて行動する」という市民自治の理念を踏まえ、本条例が市民自治によるまちづくりを進めていくための基本的な原則を明らかにして推進し、もって「市民福祉の向上」を図ることを目的としていることを規定しています。



( 条例の位置付け )

第 2 条 この条例は、流山市が定める市民自治及び市政に関する最高規範であり、他の条例、規則等の制定又は改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に適合するように努めなければなりません。

2 市及び議会は、この条例に定める事項を実現するため、条例等の制定その他必要な措置を講じるよう努めなければなりません。

3 市及び議会は、法令を解釈し、運用する場合は、この条例に照らして、適正に判断するよう努めなければなりません。

4 市及び議会は、この条例に定める事項について、相互に関連付けて活用することにより市民自治を推進し、もって市民福祉の向上に努めなければなりません。

**【解説】**

本条例の位置付けを謳っています。

**【第 1 項】**

第 1 項は、市民自治によるまちづくりを推進するための基本理念と基本原則を定めた条例として、他の条例や規則等の制定や改廃に当たっては、この条例の内容を最大限に尊重し、適合するよう努めなければならないという最高規範性があることを規定しています。

この条例は、政策のための「各種制度」( 条例など ) を執行する際の根拠又は判断基準となる「規範」です。

市民自治の更なる発展のためには、この条例の趣旨を流山市のまちづくりに関わる市民等、市及び議会が理解し守ることで、始めて市民自治が推進されていくものです。

なお、本項の「最高規範」は最高法規ではないので、法規上の形式的な効力においては、条例に上下関係はありません。

**【第 2 項】**

本条例の各条項に定める事項を実現するため、条例や仕組みの制度化など必要な措置を講じるように努めることを規定しています。

**【第 3 項】**

本条項は、市及び議会が地方自治法をはじめ、各種法令等の内容を適正に解釈したうえで、各条項の内容を適正に運用することを規定しています。

**【第 4 項】**

この条例に定められた基本原則等を実現するためには、この条例に定めている各条項を相互に関連付けて活用することにより市民自治を推進し、もって市民福祉の向上に努めることを規定しています。

### ここがポイント 法令の自主解释权（第3項）

- ・地方自治法第2条第12項において「地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにしなければならない。」と規定されたことで、地方公共団体は、これまで以上に地域の事情や住民のニーズ等を的確に反映させた行政の運営を行うことができるようになりました。
- ・さらに、法律であっても第一次的な執行責任は地方公共団体にあることから、法律の運用に当たっては、地方公共団体で自主的に解釈(法令の自主解释权)することができることとなったことで、地方公共団体の政策立案とその実行の範囲が大きく拡大しました。
- ・ただし、ここで「自主的に解釈する」とは、法理論や法令解釈の理論に基づかない身勝手な解釈を許しているわけではありません。

**(定義)**

**第3条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによります。

- (1) 市民 本市の住民基本台帳に記録されている者をいいます。
- (2) 市民等 市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、NPO及び事業者をいいます。
- (3) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者及び消防長をいいます。
- (4) 市政 行政の運営及び議会の活動をいいます。
- (5) 参加 市又は議会による政策の立案、実施及び評価の過程において、市民等が意見を表明し、行動することをいいます。
- (6) 協働 市民等、市及び議会が、それぞれの役割及び責務のもと、お互いの自主性及び自立性を尊重し、十分な協議と理解の上、目的を共有し、対等な立場で連携し、協力して活動することをいいます。

**【解説】**

**【第1号】**

本条例における「市民」とは流山市に住所を有する市民を規定しています。この市民は、住民基本台帳に記録されている者をいいます。

(平成24年3月30日公布 平成24年7月9日施行)

「外国人登録法で規定する外国人登録原票に記載されている者」も市民に含まれていましたが、平成21年7月に住民基本台帳法の一部が改正され、一定の要件を満たす外国人も住民基本台帳に記録されることとなりました。

このことから、「市民」の定義は、国籍の如何を問わず「住民基本台帳に記録されている者」としました。

**【第2号】**

市民自治によるまちづくりを地域で担うのは、市民に限られるものではありません。

市民自治によるまちづくりの担い手として欠かすことのできない存在としてとして、第1項に定める市民をはじめ、市内の事業所で働く人や市内の学校に通学する人、市内の事業者、自治会、NPOを市民等として定義しています。

なお、NPOは法人格の有無を問うものではなく、非営利活動の任意団体も含まれます。事業者には営利活動を行う個人、団体及び法人を含みます。

### 【第3号】

流山市における行政執行の総体として「市」を定義したもので、地方自治法に基づく執行機関及び法により権限を与えられている消防長を行政執行の総体の内容として定義しています。

### 【第4号】

執行機関による行政の運営と議会による活動を市政と定義しています。「市政」については、基本的に他の条例等において定義していませんが、わかりやすくするために定義しています。

### 【第5号】

市政における政策の立案等の様々な過程で市民等が意見を表明し、行動することとして規定したものです。「参加」は、参画（ものごとの企画、立案にも積極的に加わる参加）と区別されることもありますが、本条例では参画も含むものとしています。

### 【第6号】

市民自治によるまちづくりの担い手である市民等、市及び議会が、共通のまちづくりの目標を実現するため、それぞれが異なる特性を理解し、尊重しつつ、対等な関係のもとで役割と責任を持って連携することで相乗効果の高まる活動をするを「協働」として定義しています。

## 第2章 基本理念等

### 【解説】

第2章では、この条例の目的を達成するために欠くことのできないことを第4条から第6条で定めています。目的を達成するための基本的な6原則を基本理念で、策定プロセスで集められた市民の意見を基礎に条文とした目指すまちの姿、市民自治の主体であり担い手である市民による地域コミュニティのあり方について定めています。

### (基本理念)

第4条 この条例の目的を達成するため、次に掲げることを基本理念とします。

- (1) 市民は、自治の主体であり主権は市民にあります。
- (2) 市民等、市及び議会は、基本的人権を最大限に尊重しなければなりません。
- (3) 市及び議会は、市民の信託に誠実に応じなければなりません。
- (4) 市及び議会は、市民等の知る権利を保障し、積極的に情報提供を行うとともに、十分な説明責任を果たさなければなりません。
- (5) 市及び議会は、市民等が市政に参加できるよう、参加の制度を整備し、その機会を多様に保障しなければなりません。
- (6) 市民等、市及び議会は、協働によるまちづくりを推進していくものとします。

### 【解説】

第4条は、流山市の自治の基本的な理念を謳ったものです。

流山市が市民自治を推進する上で、市民の主権、基本的人権の尊重、市民の信託、説明責任、参加、協働の6項目を基本理念として、規定しています。

### 【第1号】

第1号では、市民一人一人は、自らの責任において地域の自治を行うという市民自治の主体であり、市政のあり方を最終的に決定する権利及び市政による公共サービスの役務の提供を平等に受け、市民福祉の増進の受益者としての権利である主権は、市民にあることを規定しています。

### 【第2号】

第2号では、市民等、市及び議会が全ての人の基本的人権を侵すことのできない永久の権利として最大限に尊重することを規定しています。

### 【第3号】

流山市の行政の運営及び議会の活動は、団体自治として主権者である市民からの信託に基づいて実施されていることから、その市政の運営の心構えを規定しています。

なお、信託を受けるのは、厳密に言えば市民が二元代表制のもとに市長や議員に信託し、市長が職員を任命することになります。しかし主語で「市及び議会は」の市は執行機関である職員ですが、市長の執行機関の統括代表権及び事務管理執行権のもと、執行機関の職員も市民の信託を受けているという姿勢を表しています。

#### 【第4号】

市及び議会が市民等から公開請求を求められるまでもなく、市政に関する情報を自ら積極的に提供するとともに、説明責任を果たさなければならないことを規定したものです。

「情報提供」は「情報公開」に比べ、より積極的に情報を公開する言葉として明記されています。

#### 【第5号】

市民自治によるまちづくりを推進していくうえで、市民等が市政へ参加できる制度の整備が必要です。市及び議会は、市民等が市政における政策の立案、実施、評価の各段階において参加し意見を表明できるよう参加の制度を整備し、その機会を多様に保障していく原則を規定しています。

#### 【第6号】

市民等、市及び議会が市民自治によるまちづくりの担い手として、互いに協働して進めていくことについて規定しています。

**(目指すまちの姿)**

**第5条** 市民等、市及び議会は協働し、流山市民憲章の精神を尊重し、次に掲げるまちの実現に努めるものとします。

- (1) 地域の生態系の保全と景観に配慮したまち
- (2) 緑を大切にし、地球温暖化対策に取り組むまち
- (3) 恒久平和を希求し、安心と安全を実感できるまち
- (4) 市民等が理解と尊敬をもって、互いに助け合えるまち
- (5) 学校、家庭、地域が連携し、教育環境が充実したまち
- (6) 生涯にわたって学ぶことができるまち
- (7) 歴史や伝統を尊重し、市民文化が創造されるまち
- (8) 子どもたちの人権が守られ、心豊かで健やかに成長できるまち
- (9) 健康で楽しく、いきいきと暮らすことができるまち
- (10) 高齢者や障害者が暮らしやすいまち
- (11) 地域の産業を興し、地域に活力を与え、働く喜びを持てるまち
- (12) 男女共同参画社会が形成されたまち
- (13) 多様な文化を持つ人々が、快適に安心して住めるまち

**【解説】**

第5条は、策定プロセスで行なったパブリック・インボルブメント（対話集会等、以下「PI」という。）を通じて得られた市民等の意見約7,000件を集約し、市民の求めるまちづくりの中での重要事項として、大きな枠組みの中で整理したものを元に、市民等、市及び議会が協働し、まちづくりを実現していく「目指すまちの姿」として列挙しています。

**(地域コミュニティ)**

**第6条** 市民並びに市内で働く者及び就学する者は、自治会、NPO、ボランティア団体等の多様な集団（以下「地域コミュニティ」という。）が市民自治によるまちづくりの担い手であることを認識し、積極的にこれに加入し、その活動に関わるように努めるものとします。

2 地域コミュニティは、それぞれの特性を生かしつつ連携し、協力し、市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとします。

3 市は、市民自治によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティの主体性を尊重しつつ、その自主性及び自立性を損なわない範囲で、積極的に地域コミュニティの活動を支援するよう努めなければなりません。

**【解説】**

**【第1項】**

第1項は、市民並びに市内で働く者及び就学する者が、自治会やNPO、ボランティア団体など、地域で生活する人々の暮らしを豊かにしていくことを目的に、自主的に形成された地域コミュニティに、積極的に加入して関わることの必要性を明記しました。

多様な世代が属し、そして多様な価値を認め合いながら人と人との絆を育み、互いに助け合い、地域の課題や様々な活動に自発的に取り組むことは市民自治によるまちづくりの理念として大切なことです。

**【第2項】**

地域コミュニティを支える様々な団体同士が、それぞれの異なる立場や特性を理解しつつ連携し、共生、協力していくことの必要性を明記しています。

**【第3項】**

市が地域コミュニティの自主性、自立性を損なわないように配慮しつつ、これらが自立的に育むための支援をしていくことに努めることを明記しています。



### 第3章 情報共有と個人情報の保護

#### 【解説】

第3章は、市民等が積極的に自治に関わっていくため、市や議会が保有する情報を知る権利や情報の共有、市政の説明責任、個人情報の保護などを第7条から第10条で定めています。

#### (知る権利)

**第7条 市民等は、市及び議会が保有する情報を知る権利を有しています。**

#### 【解説】

本条は、市や議会の保有する情報を、公共の福祉に反しない範囲で、市民等が知ることができると規定しています。

本条の知る権利の内容は、「流山市情報公開条例」の規定によることとなります。

#### (情報共有)

**第8条 市及び議会が保有する情報は、市民等との共有物であって、市及び議会は、これを適正に管理し、公正かつ公平に提供するものとします。**

#### 【解説】

市民自治によるまちづくりを進めていく上で、市民等との情報共有は不可欠です。市や議会の保有する情報は、市民等と情報を共有しているという観念のもとで市民等に提供する情報について、適正に管理することや公平に取り扱う旨を本条で規定しています。

「適正な管理」とは、個人情報など市民等に公開することができない情報（情報公開条例第7条を参照）を非公開管理しているなどを指します。

#### (説明責任)

**第9条 市及び議会は、市政に関し、市民等に積極的に説明する責任を負うとともに、市民等の説明の求めに対して速やかに、かつ、誠実に説明する責任を負います。**

#### 【解説】

市及び議会が説明責任を誠実に果たすべきことを規定しています。

「説明責任」については、基本理念の第4条第4号の規定に基づき積極的に行うべきもので、事務事業の執行の根拠や内容を、積極的に提供していくことを前提としています。

**（個人情報保護）**

**第10条** 市及び議会は、個人に関する情報を適正に管理し、保護しなければなりません。

**2** 何人も市及び議会に対して、開示、訂正、削除その他の自己に関する個人情報の適正な管理のための行為を請求することができます。

**【解説】**

**【第1項】**

市及び議会は、情報化社会が進展する中、個人情報保護法の趣旨を踏まえた上で、個人情報を適正に取り扱うことによって、市民の人権を守る責任を有しています。そのため、市では流山市個人情報保護条例を制定し、その管理、保護等に関し必要事項を規定しています。

**【第2項】**

本項は、市民の自分自身に関する情報に対する開示、訂正、削除その他の自身に関する個人情報の適正な管理のための行為を求める権利について定めています。

## 第4章 参加と協働

### 【解説】

第4章は、第2章の基本理念を受けて、市民等、市及び議会が連携・協力して市民自治によるまちづくりを推進し、よりよいまちづくりを進めていくため、市民等の市政への参加や協働などの原則を第11条から第17条で定めています。

### (参加の権利)

第11条 市民等は、市政に参加する権利を有しています。

### 【解説】

市民等が、市民自治によるまちづくりを推進するため、市政における政策の立案、実施、評価の各段階において、主体的に自らの判断で参加する権利があることを規定しています。

**（子どもの意見表明の機会の保障）**

**第12条 市は、子どもが自己に関係のある事柄について、意見を表明できる機会を積極的に設けるよう努めなければなりません。**

**【解説】**

国が子どもの権利条約を批准していることなどの背景を踏まえ、次世代を担う子どもが自己に関係のあるまちづくりなどの事柄について、意見の表明というまちづくりへの参加の機会を設けることは、自治能力を形成していくうえで重要な意味があるという観点から、本条を規定しています。

また、意見の表明というまちづくりへの参加の機会には、ボランティア活動などを通じたまちづくりへの参加も含まれます。

子どもの範囲については、子どもの権利条約で18歳未満を対象としていること、児童福祉法で18歳未満を児童としていることなどを総合的に勘案して、市民のうち概ね18歳未満の者を想定しています。

**（参加の機会の保障）**

**第13条 市及び議会は、市民等の市政への参加の権利を保障するため、多様な参加の機会を設けるよう努めなければなりません。**

**2 市は、多様な方法を用いて市民等の意見や提案を求め、これを行政の運営に反映するよう努めなければなりません。**

**【解説】**

**【第1項】**

本項は、第4条第5号の基本理念を受け、市民等に市政への参加の機会を保障するための必要な制度の整備について規定しています。なお、家庭、仕事などの様々な事情により参加が困難、或いはできない市民等も実態として多く存在します。したがって、このような事情にある人々にも参加が可能となる方法に配慮しなければなりません。「多様」は、こういった配慮も含まれています。

**【第2項】**

市は、市民等の意見や提案を求め、有用なものについて行政の運営に反映していくことを規定しています。なお、「多様な方法を用いて」とは、パブリックコメント、タウンミーティング、市民参加のワークショップ、審議会、市民アンケートなどのこれらの手法をその時代やその計画等の属性を考慮して用いていくことを想定しています。

**（提案制度）**

**第14条** 市民等は、公益的な観点から行政の運営に関する提案を市に提出することができます。

2 市は、前項の規定による提案の提出があったときは、公開による審査を実施し、有用と認められた提案については、その実現に向けて必要な措置を講じなければなりません。

**【解説】**

**【第1項】**

市民等は自発的な意思に基づき、自分たちの問題や課題を解決したり、住みやすいまちづくりのために、自らの具体的なアイデアや意見を行政の運営に提案することができる制度について規定したものです。

**【第2項】**

市民等の提案が個人・地域・団体エゴではなく、一定の公共性や社会性があるか判断をするため、市は公開の場で審査し、認められた提案を具体化することを規定したものです。そして、有用なものは行政の運営に取り入れ、まちづくりの実現に活用することを目指すものです。

(協働によるまちづくり)

第15条 市民等、市及び議会は、地域課題を解決し、豊かな地域社会を実現するため、協働によるまちづくりを行うものとします。

2 市は、協働によるまちづくりの推進に当たっては、必要に応じて地域コミュニティ又は事業者との間に、互いの役割等を定めた協定を締結することができます。

3 市は、協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度の整備に努めなければなりません。

**【解説】**

**【第1項】**

本条例の目的である「市民自治」の一層の深化・発展を図るため、市民自治によるまちづくりの担い手である市民等、市及び議会相互が協働により、地域で抱える課題を解決し、豊かな地域社会の実現に向けていくことの必要性を規定しています。それぞれがお互いの立場や特性を理解・尊重しつつ、役割などを十分協議認識した上で、ともに知恵を出し合い、協力していくことが、協働によるまちづくりを進めていく上で重要です。

**【第2項】**

市と地域コミュニティ又は事業者との間で、協働によるまちづくり事業を進めるにあたり、必要に応じて、対等な立場を尊重し双方合意の上での「協定」を締結することができることを規定しています。

なお、協定は組織同士で締結することを前提にしているため、対象は第6条で規定している市民自治によるまちづくりの担い手である地域コミュニティ及び事業者です。

**【第3項】**

市が協働によるまちづくりを実現していくための仕組みや制度を整えていくことを規定しています。ここでいう「制度の整備」には、条例などの整備のほか、庁内などの体制の整備も含まれます。

**（市民参加条例）**

**第16条** 市民等の市政への参加に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定めます。

**【解説】**

市民等が、市政に参加する機会などの基本的事項を定める条例の制定について規定しています。これまでも様々な形で市民参加を進めてきましたが、その方法には一定のルールがありませんでした。第4条及び第11条から第15条に規定する事項を踏まえ、市民等の市政への参加を保障するための条例を制定することを定めるものです。



**(市民投票)**

**第17条** 市長は、流山市が直面する将来に係る重要課題について、市民から市民投票の実施の請求があったときは、これを実施しなければなりません。

2 市長及び議会は、市民投票の結果を尊重して、当該課題に対処するものとします。

3 市民投票の請求及び実施については、別に条例で定めます。

**【解説】**

本条は、常設型の市民投票について規定しています。発議権は、第3条に規定する「市民」としてしています。地方分権に基づく、市民自治の充実・強化のため、市政の重要課題の対処に際し、市民の意向を把握し、その結果を尊重するための市民投票を規定しています。

**【第1項】**

流山市が直面する将来に係る重要課題について、市民から市民投票の実施要件を満たした市民投票の実施請求があったとき、実施しなければならないことを規定しています。

**【第2項】**

二元代表制で市民から選ばれた市長及び議会は、市民投票の結果について、その案件の賛否の割合も含めて、市民の意思であると市長及び議会は受け止め、これを尊重して当該重要課題に対処することを市民投票の基本原則として規定しています。

**【第3項】**

市民投票の請求及び実施については、条例で定めることを規定しています。ここでいう市民投票条例は、常設型を表しています。

## 第5章 国、千葉県及び他の自治体等との協力等

### 【解説】

地方分権改革後の流山市の国・県及び近隣市との連携、協力などの原則や海外の人々との交流、市外の人々との連携などの原則を第18条から第21条で定めています。

### （国及び千葉県との協力等）

**第18条** 流山市は、国及び千葉県と対等な立場であり、流山市の自主性を踏まえた上、地方自治の発展のために、国及び千葉県と協力するとともに、政策及び制度の改善等に関する提案を積極的に行います。

### 【解説】

平成12年の地方分権一括法の施行に伴い、機関委任事務の廃止など、国の地方公共団体に対する指揮監督権が廃止され、国と地方公共団体間に法律上の上下関係はなくなり、対等・協力の関係となりました。本条は、一地方公共団体である地方政府としての流山市が、国・県と対等な関係のもと、協力して地方自治を推進するとともに、必要に応じて、国や県の制度等の改善を提案していくことを規定しています。

**（近隣等の自治体との協力）**

**第19条** 流山市は、行政運営上の課題の解決と市民サービスの向上を図るため、広域的な観点から、近隣自治体と相互に連携し、協力するよう努めます。

2 流山市は、姉妹都市及び友好都市をはじめとする前項以外の自治体と共通するまちづくりの課題について連携し、協力し、その解決に努めます。

**【解説】**

**【第1項】**

行政の抱える様々な課題の中で、近隣自治体と協力して解決することで効率的、効果的な課題があることから、広域行政を進める視点から近隣自治体との連携協力について規定しています。

**【第2項】**

近隣の自治体のほか、防災等の分野に関しては、「災害支援協定」など近隣の自治体に限らず、姉妹都市や友好都市などと広域的な連携、協力が必要となることを規定しています。

**（市外の人々との連携）**

**第20条** 市民等、市及び議会は、市外の人々との連携を図り、その知恵や意見を市民自治によるまちづくりに活用するよう努めます。

**【解説】**

本条は、市民自治によるまちづくりに関し、市外の人々からも広く知恵や意見を求め、より良い市民自治によるまちづくりを推進することを規定しています。

市外の人々には、専門的な知識を持つ学識者や流山市内の歴史や自然などに造詣が深いなど特定の事柄に精通した人々がいます。そうした人々と連携していくことを規定しています。

**(国際交流)**

**第21条** 市民等、市及び議会は、国際交流を推進し、諸外国の自治体等と協力して、平和、人権、環境等の地球規模の諸問題に取り組むとともに、相互の理解を深めるように努めます。

**【解説】**

市の現状に即した自治体レベルの国際交流を規定しています。また、国際交流や協力は、市だけが行うものではなく、市民レベルでの活発な国際交流が行なわれることも想定しています。

## 第6章 行政運営の原則

### 【解説】

市長を長とする行政が、市民、地域のために仕事をしっかりと進めていくための基本的な考え方を第22条から第28条で定めています。政策執行の最上位計画である総合計画の策定、健全な財政運営、事業の行政評価、法令の活用による政策実現、市民ニーズに合った行政組織の整備、職員の能力開発、地域の危機管理体制、審議会等のあり方などの原則を定めています。

### (総合計画)

**第22条** 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、流山市の最上位計画として基本構想、基本計画及び実施計画を内容とする総合計画（以下「総合計画」という。）を策定します。

- 2 市長は総合計画における基本構想のほか、その直近の下位計画である基本計画についても、議会の議決を経なければなりません。
- 3 市長は、社会経済情勢等が大きく変化し、総合計画の内容との間にかい離が生じたときは、これを見直すものとします。
- 4 市が行う政策は、総合計画に根拠を置かなければなりません。

### 【解説】

#### 【第1項】

地方自治法の一部改正（平成23年5月2日公布）により、市町村の基本構想に関する規定が削除されましたが、基本構想について、本条ではこれを再定義し、策定することを規定しています。

#### 【第2項】

総合計画の基本構想及び下位計画である基本計画については、議会におけるチェック機能の強化及び市民意向の反映の観点から、議会での議決を経ることを規定しています。

#### 【第3項】

市長は総合計画について、社会・経済情勢等が大きく変化し、内容との間にかい離が生じたときは、必要に応じて見直しを行うことについて規定しています。

#### 【第4項】

計画行政の推進という面から、市が行う政策・施策・事業については総合計画に根拠をおくことを規定しています。

## (財政運営)

第23条 市長は、財政の状況を総合的に把握し、分析を行い、もって明確な方針のもとに市民サービスの質を維持し、向上させるとともに最少の経費で最大の効果を挙げる健全な財政運営を行います。

2 市長は、財政状況及び財産の保有状況につき出資団体を含む連結決算を行い、財政情報を作成しなければなりません。

3 市長は、財政運営における目標値を定め、自立的な財政基盤の強化に努めるとともに、中長期の財政計画を策定しなければなりません。

4 市長は、財政運営の透明性を確保するとともに、第2項の財政情報及び前項の中長期の財政計画を市民に分かりやすく公表しなければなりません。

5 市長は、歳入における市税の2割を超える地方債を発行する事業を実施する場合は、市民投票などの多様な方法によって必ず市民に意見を求め、その結果を尊重しなければなりません。

6 市長は、財政運営の健全化、公開性及び効率性を推進する制度を構築します。

## 【解説】

平成19年6月に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(地方財政健全化法)において4つの指標(将来負担比率、実質公債費比率、実質赤字比率、連結実質赤字比率)が示され、総合的な財政状況を的確に把握し、健全化を図るものとされています。

本条は、これを踏まえたうえで、流山市の財政運営の健全化への方向性を示しています。

## 【第1項】

財政運営に関する基本的な考え方、原則を規定しています。継続的に行政の効率性を高める努力、自主財源の確保などにより健全な財政状況の確保に努めることを規定しています。

## 【第2項】

財政状況や財産の保有状況などに関する情報について、出資団体を含む連結決算を行い、財政情報を作成し、市民にわかりやすい形で公表することを規定しています。

## 【第3項・第4項】

第3項では、市長が財政運営における目標値を定め、中長期的な財政計画を策定することを規定しています。

第4項では、財政の運営にあたっては、透明性を確保するとともに、第2項の財政状況及び第3項の中長期的な財政計画を公表する場合は、市民にわかりやすい形で公表することを規定しています。

## 【第5項】

市長は、歳入における市税の2割を超える地方債を発行するような、市政における大

きな後年度負担を伴う事業を実施する場合、市民投票などの多様な方法によって市民に意見を求めなければならないことを規定しています。

「歳入における市税の2割を超える地方債の発行」とは、実施する場合において、その事業が複数年に亘る事業であっても、その全体事業費にかかる地方債の額が単年度における市税収入の2割を超える地方債を発行する場合をいいます。

「市民投票などの多様な方法によって」とは、すぐに市民投票を実施するのではなく、地域でのP I、アンケート、タウンミーティング、市民意識調査などの様々な手法による議論を行い、それでも市民論議の意見がまとまらない場合、市長は非常設の個別単独型の市民投票条例案を作成し、議会の議決を経て、市民投票を行うものとします。

#### **【第6項】**

市長が、健全な財政運営の体制や仕組みを構築することを規定しています。

財政が逼迫しないためには、情報公開の徹底、計画づくりからの市民参加、議会とのチェック&バランスの体制を整えるとともに、財政健全化法に基づいた4つの指標（将来負担比率、実質公債費比率、実質赤字比率、連結実質赤字比率）の下、総合的な財政状況を的確に把握し、財政運営の健全化とその制度を構築することを想定しています。

**（行政評価）**

**第24条** 市は、効果的かつ効率的に行政を運営するため、政策、施策及び事業のすべてについて行政評価を実施しなければなりません。

2 市は、前項の行政評価の結果に基づき政策、施策及び事業を見直すとともに、これを総合計画の進行管理及び見直し並びに予算の編成に反映させなければなりません。

3 市は、第1項の行政評価を行うときは、市民等の参加による方法を用いるよう努めるとともに、その行政評価の結果を市民等に分かりやすく公表しなければなりません。

**【解説】**

**【第1項】**

市は、効果的かつ効率的行政運営を進めるため、行政評価を実施していくことを規定しています。

行政評価とは、市の事業のすべてである総合計画に位置付けられた体系の政策・施策・事業の効果・成果や効率性などを検証・評価し、評価結果をわかりやすく公表するとともに、その評価の過程で発見された課題について整理し、事業の見直しや計画、予算に反映させ、新たな目標値を定めて事業を実施していくことです。

**【第2項】**

市は、行政評価の結果に基づき、政策・施策・事業の有効性、必要性を見極め、これらの見直しや選択など総合計画の見直しを含め、進行管理を行うとともに予算の編成に反映させることを規定しています。

**【第3項】**

市は、行政評価を行う際には、行政評価の客観性や透明性を高めるため、市民等による外部評価も使い、結果については分かりやすく市民等に公表することを規定しています。



(法令の活用による政策実現)

第25条 市は、行政運営上の課題や市民等の要望に対応するため、法令等を主体性をもって解釈するとともに、自治立法権を積極的に行使することその他多様な方法によって、政策の実現に努めなければなりません。

**【解説】**

地方自治法第2条第12項で、「地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにしなければならない」(後段略)とされています。

この趣旨に則り、地方分権により拡大された自治体の条例制定権を活用し、積極的に自治立法を行い、政策を実現していくことを規定しています。

(行政組織及び職員の能力開発等)

第26条 市は、行政運営上の課題や市民等の要望の変化に迅速に対応できるよう行政組織を整備しなければなりません。

2 市は、総合的な視点から定員適正化計画を策定しなければなりません。

3 市は、職員の能力と意欲を高め、政策形成能力を向上させるため、人事評価、人事交流及び職員研修の制度の充実に努めなければなりません。

#### 【第1項】

市が、市民のニーズに応じて行政の運営を行っていくため、組織横断的な行政組織を適切な形で構築していくことを規定しています。

#### 【第2項】

市が、職員の能力と意欲を活かし、かつ、適正な職員数によって効率的かつ効果的な市民サービスを遂行するため、定員適正化計画の策定について規定しています。

計画の内容は、職員の年齢構成、男女構成の適正化、障がい者の採用、民間企業等の職務経験者の採用、アウトソーシング計画との整合などが想定できます。

#### 【第3項】

職員の能力の向上と意欲を高めることについて規定しています。

地方分権による自治体への権限移譲に伴い、新しい諸課題や多様化する公共ニーズに応えるため、職員個々の政策形成能力や立法作業などの能力を培い高めるとともに、人事評価制度の適正な制度の拡充を想定しています。

また、研修については、既存の研修制度だけでなく、NPOなどとの人事交流や民間企業への派遣研修等を想定しています。

**（危機管理体制の確立）**

**第27条** 市は、市民の身体、生命、財産及び暮らしの安全を確保するとともに、緊急時に、総合的かつ機能的な活動が図られるよう危機管理体制の確立に努めなければなりません。

2 市は、前項の目的を達成するため、広域的な視点から近隣市や姉妹都市等との連携を図らなければなりません。

**【解説】**

**【第1項】**

大規模地震や洪水などの自然災害あるいはテロ行為、ガス爆発等の人為的な災害が起きた場合に備えて、災害を未然に防止するための管理体制や被害を最小に抑えるための対応策を確立し、日ごろから迅速で機能的な行動が図れる体制を確立し、市民の身体、生命、財産等を災害から守るための体制整備について規定しています。

ただし、第一義的な緊急時の応急処置などを、市民等を対象とするのは言うまでもありません。

**【第2項】**

大規模災害が発生した場合、流山市だけでの対応では限界があることから、近隣市や遠隔の姉妹都市等との連携した危機管理体制の確立について規定しています。

**（審議会等）**

**第28条** 市は、審議会等（附属機関その他の市の設置する合議体の機関をいう。次項において同じ。）の委員を選任する場合は、委員構成における多様性の保持に留意するとともに、可能な限り市民から公募するものとします。

**2** 市は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければなりません。

**【解説】**

**【第1項】**

審議会等が果たすべき役割として、「様々な特定事項に関して、市長からの諮問に基づき答申する」役割を担っています。

「委員構成における多様性の保持に留意する」とは、委員を選任する際、専門的な知見のほか、年齢層、男女別、地域性などに配慮することも必要です。「可能な限り市民から公募」とは、審議会等の役割である答申の中に、専門的見地に加え、可能な限り市民の声を活かしていくことを表しています。

**【第2項】**

審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければならないことを規定しています。これは、市が定める「流山市審議会等の公開に関する指針」の中でも、重要な原則としており、本条例にも謳いました。

## 第7章 議会の役割

### 【解説】

議会は、市民のために重要な事項を決定する、市民に選ばれ信託された大切な機関です。その役割の基本原則を第29条から第31条で定めています。

### （議会の役割）

第29条 議会は、市民等の意思を市政に的確に反映させるため、市長との適切な緊張関係及び健全な協力関係をもって、議会の役割を果たすものとします。

2 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定める議会の権限を最大限に行使し、市民福祉の向上に努めるものとします。

### 【解説】

#### 【第1項】

議会は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民等の意見が行政の運営に反映されているかをチェックし、また、議会活動も広く市民等の意見を反映させる必要があることから、市長と議会は相互に適切な緊張関係と健全な協力関係を維持することを規定しています。

#### 【第2項】

議会が、地方自治法に定める議会の権限（条例の制定改廃・予算審査・決算認定等の議決事件、選挙及び予算の増額修正権、検閲・検査及び監査の請求、意見書の提出、調査・出頭証言及び記録の提出請求並びに政務調査費等、議案の審査又は普通地方公共団体の事務に関する調査）を積極的に活用し、市民福祉の向上に努めることを規定しています。

**（市民等にかかれた議会）**

**第30条** 議会は、市民等にかかれた運営を行うよう努めるものとします。

2 議会は、多様な方法で市民等の問題意識を把握するよう努め、政策の立案に反映させるものとします。

**【解説】**

**【第1項】**

本項は、市民等が議会への関心や参加の意欲を高められるよう、会議の傍聴及び会議録等の公表のみではなく、傍聴しやすい開催日程の工夫等や様々な媒体を活用して市民等に分かりやすく議会情報を提供する運営を行なうように努めることを規定しています。

**【第2項】**

市民等の意思を的確に把握するため、多様な方法で市民等が抱える地域課題を把握するよう努め、これを議会の活動及び政策の立案に反映させていくことを規定しています。

**(議会の政策立案機能の充実)**

**第31条** 議会は、政策立案機能の充実を図り、立法活動、調査活動等を積極的に行います。

**【解説】**

本項は、議会在政策立案機能の充実を図り、積極的に立法活動、調査活動等を行うことを規定しています。

## 第 8 章 公正と信頼の確保

### 【解説】

本条例で定めた内容を、守っていくべき仕組みなどを第 3 2 条から第 3 5 条で定めています。公正と信頼の確保のため行政手続、苦情等への対応、倫理、内部通報などの原則を定めています。

### (行政手続)

**第 3 2 条 市は、市民等の権利利益を保護するため、処分、行政指導及び届出に関する手続を定め、透明で公正かつ公平な行政手続を確保しなければなりません。**

### 【解説】

行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、市民等の権利と利益を保護するための処分や行政指導等を行うための基準及び手続きを定めることを規定しています。

流山市行政手続条例第 1 条では「この条例は、行政手続法(中略)の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、(後略)」と規定しており、必要に応じてこの行政手続条例の改正や、他の制度等を構築していくことを想定しています。



(苦情等への対応)

第33条 市は、行政の運営に関する苦情等を公正に、かつ、その苦情等について関係のある者との間においては中立な立場で、迅速に処理しなければなりません。

2 市は、行政の運営に関する苦情等に対しては、市民等の権利利益を擁護し、公正かつ迅速な処理を図るため、適正な体制整備に努めます。

**【解説】**

市は、市民等から寄せられる行政の運営に関する苦情や要望等の対応については、市民等の権利と利益を擁護し、また、公正で透明な行政の運営を図るため、迅速で適切な対応ができるよう、体制の整備に努めることを規定しています。そして、それらの苦情等が改善されるよう行政施策に反映させていくことを規定しています。

**（倫理）**

**第34条** 市長及び議会は、政治倫理に関する原則及び制度を定め、政治倫理の確立と公務に対する市民等の信頼の確保を図らなければなりません。

**2** 市長は、公務員倫理に関する原則及び制度を定め、公務に対する市民等の信頼の確保を図らなければなりません。

**【解説】**

**【第1項】**

市長及び議会は、二元代表制のもとに信託された者として、政治倫理の確立と公務に対する市民等の信頼性の確保が強く求められていることに応えることを規定しています。

市長及び議会については、各々「政治倫理の確立のための流山市長の資産等の公開に関する条例」や「流山市議会議員政治倫理条例」が制定されていますので、この遵守を想定しています。

**【第2項】**

職員の公務に対する市民の信頼を確保するために、市としての倫理に関する制度を整備して、それを遵守することを規定しています。

職員についても同様に、全体の奉仕者としての公務員倫理は不可欠です。

地方公務員法第30条では「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定されています。

また、同法では「サービスの宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限」などが謳われています。

**(内部通報)**

**第35条** 職員は、適法かつ公正な市の行政執行を妨げ、市政に対する市民等の信頼を損なうような行為のあることを知ったときは、速やかにその事実を内部通報に関する機関に通報しなければなりません。

2 市及び議会は、前項の規定による通報を行った者に対し、それを理由として不利益な取扱いをしてはなりません。

**【解説】**

**【第1項】**

本項は、公益通報者保護法の精神に基づき、職員の内部通報について規定しています。

本市では「流山市職員等の内部通報に関する要綱」で、「(1)法令に違反する行為の事実、(2)市民等の生命、身体、財産その他の利益を害し、又はこれらに対して重大な影響を及ぼすおそれのある行為の事実、(3)公益に反し、又は公正な職務を損なうおそれのある行為の事実」を対象として定めています。

これを勘案して本項では、広範に「適法かつ公正な市の行政執行を妨げ、市政に対する市民の信頼をき損するような行為」を適用範囲としています。

**【第2項】**

市及び議会が、第1項の規定に基づき内部通報をした職員に対し、それを理由にして一切の不利益な扱いを行わないことについて規定しています。

## 第9章 責務

### 【解説】

第9章では、流山市が進める市民自治によるまちづくりにかかわる市民等、市長、議員及び市職員が守るべき責務について、第36条から第39条で定めています。

### （市民等の責務）

第36条 市民等は、市民自治によるまちづくりの主体であることを自覚し、市政への参加に当たっては、その発言及び行動に責任を持つとともに、互いに権利を認め合い、協力し合うことによって、市民自治によるまちづくりを推進しなければなりません。

### 【解説】

市民自治を推進する主体の一つである「市民等」の責務を規定しています。

市民等は、市民自治を推進するまちづくりの主体であるとともに担い手であることから、自分たちが住むまちの課題は、自分たちで解決していくということを認識し、本条例で規定する市政への参加の機会を積極的に活用していくことを表しています。

また、「市政への参加」に当たっては、市民等が自らの発言と行動に責任を持つことを重要な要素として規定しています。また、意見や立場の違いなどにより相手を疎外することなく、お互いの自由と人格を尊重しながら、一人ひとりの状況に応じて、市民自治によるまちづくりを進めていくことを規定しています。

**(市長の責務)**

**第37条** 市長は、市民等とともに市民自治によるまちづくりを推進するという認識に立ち、毎年、行政の運営に関する基本方針を明らかにし、職務を遂行しなければなりません。

2 市長は、職員を適切に指揮監督して行政運営を行うとともに、職員の能力向上に努めなければなりません。

3 市長は、選挙においての自らの公約を総合計画に反映させるよう努めなければなりません。

4 市長は、長期にわたって在任することによって、自治の活力の低下を招かないように努めなければなりません。

**【解説】**

**【第1項】**

「市長は、市民等とともに市民自治によるまちづくりを推進するという認識に立ち」として、本条例の目的を達成するための基本理念に則り、行政運営の方針を毎年明らかにして、計画的に行政の運営を遂行する責務を規定しています。

**【第2項】**

本項は、市長が自ら任命権者として職員を適切に指揮監督し、本条例で定める基本理念、原則に基づく創設すべき制度等を整備し、そのための職員の適正な配置や教育・研修体制などの環境を整えることを規定しています。

**【第3項】**

本項は、市長が選挙時に掲げた自らの公約（公職選挙法第142条第1項第6号の規定により配布することができるもの）を実行するため、総合計画に適切に反映することに努めることを規定しています。

**【第4項】**

市長が長期にわたって在任することにより、市長の資質如何によって自治の低下を招かないように努めることを規定しています。

清新で活力ある市民自治が低下を招かないよう、情報公開の徹底、行政運営の透明性、議会との適切な緊張関係によるチェック&バランス、市民等との協働など、常に自らの襟を正し、市民自治を推進することを規定しています。

**(議員の責務)**

**第38条** 議員は、市民等とともに市民自治によるまちづくりを推進するという認識に立ち、常に市民全体の利益を代表して議会活動に努めなければなりません。

2 議員は、自らの考えを市民等に明らかにするとともに、広く市民等の声を聴き、政策の立案及び議会の運営に反映させるよう努めなければなりません。

**【解説】**

**【第1項】**

「市民等とともに市民自治によるまちづくりを推進する」とは、二元代表制のもと、議員としての責務と市民の信託に応え、責任をもって市民福祉の向上に向けた議会活動に努めていくことを規定しています。

また、流山市民の代表として、市民全体の利益の向上に向けた議会活動を誠実にを行うことを謳いました。

**【第2項】**

議員は、日頃から積極的に市民等と意見交換などの多様なコミュニケーションの場を設け、市民意見を議会の運営及び政策の立案に反映させるように努めることを規定しています。

**（職員の責務）**

**第39条** 職員は、全体の奉仕者として、誠実、公正かつ効率的に職務を遂行しなければなりません。

2 職員は、職務の遂行に当たっては、法令等を遵守しなければなりません。

3 職員は、市民等の意向や行政運営上の課題に的確に対応するため、知識、技能等の修得に努めなければなりません。

**【解説】**

**【第1項】**

職員が、全体の奉仕者として誠実、公正かつ効率的に職務を遂行することを規定しています。

**【第2項】**

職員が法令を遵守し、職務を遂行することを規定しています。

地方公務員法第32条において「職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」と規定されており、法令及び条例等（要綱、規程、指針などを含む）の遵守を改めて規定しています。

**【第3項】**

職員が、地域課題へ適切に対応した行政を運営していくため、必要な知識・技能等（必要な資格の取得、各種研修会等への参加やワークライフバランスを通じての各種自己研鑽など）の修得の努力を規定しています。

## 第10章 条例の実効性の確保

### 【解説】

第10章では、条例の実効性を確保するための仕組みや見直しについて、第40条、第41条で定めています。

### （条例の実効性の確保）

第40条 市民等、市長、議員及び職員は、この条例を遵守することにより、市民自治によるまちづくりを推進しなければなりません。

2 市長は、この条例の実効性を確保するため、必要な制度等の整備に関する年次計画を定め、この条例の運用状況等を調査し、検討し、その結果を公表しなければなりません。

3 市長は、この条例の実効性を確保するため、市民等及び市民自治によるまちづくりを推進するための地域コミュニティと協議し、連携するものとします。

4 市長は、第2項の規定による調査及び検討の結果並びに前項の規定による協議の結果、条例等の改正及び制定等が必要であると判断したときは、適切な措置を講じなければなりません。

### 【解説】

#### 【第1項】

市民自治を支える市民等、市長、議員及び職員が、この条例の趣旨を十分に理解し、市民自治によるまちづくりを推進していくことを規定しています。

この条例のいう市民自治は、ただ単に見守って育つものではなく、市民等、市長、議員及び職員がそれぞれ役割を認識し、自ら行動し、まちづくりを進めていくことが大切です。

#### 【第2項】

条例の実効性を確保するため、条例の制定や仕組みの制度化などについて、年次計画を定め、その運用状況を調査検討し、その結果を毎年公表していくことを規定しています。

#### 【第3項】

市は、この条例の実効性を確保するため、市民等及び市民自治によるまちづくりを推進する担い手である地域コミュニティ（第6条）との意見交換の場を設け、その結果について協議検討し、今後の年次計画に反映させるとともに、市民等及び地域コミュニティとの役割分担のもと市民自治の推進に向けて連携していくことを規定しています。

ここでいう「協議」「連携」とは、市が年次計画を立て、必要な制度の整備を進める



一方で、市民等及び地域コミュニティも、市民自治のための地域の活動を推進している中で、市が公表した進捗状況の結果などをもとに、意見交換を行い、改善策などについて協議することで、市並びに市民等及び地域コミュニティが、さらに市民自治を発展させるため、相乗効果が高まるよう連携を行っていくことを表しています。

#### 【第4項】

第2項の規定による検討の結果を公表し、第3項の規定による協議等の結果、既存の条例等の改廃、新規制定及び事業の制度化などが必要であると判断したときは、適切な措置を講ずることについて規定しています。

#### (条例の見直し)

**第41条** 市長は、社会情勢の変化等により、この条例の見直しをするときは、多様な方法を用いて、市民等の意見や提案を求めるよう努めなければなりません。

#### 【解説】

この条項は、本条例の見直しについて規定しています。

条例の改廃にあたっては、社会情勢が著しく変化した場合に行うべきとするもので、それは、まちづくりの進展、参加のあり方、協働のあり方などが社会情勢や法令の改正等によって本条例の内容に齟齬が生じた場合が考えられます。

また、前文で「市民自治のための普遍の原則を定め」としていることから、見直す際には、時の市長の政策や議会構成等の状況だけではなく、広く市民の意見を聴くことが必要です。市民等からの意見や提案の求め方は、その時々状況や内容に応じた適切かつ多様な方法で行います。

#### 附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(改訂)

## 流山市自治基本条例

〒270-0192

千葉県流山市平和台1-1-1

流山市役所 総合政策部 企画政策課

電話：04-7150-6064

FAX：04-7150-0111

E mail：kikakukeiei@city.nagareyama.chiba.jp